

(別表3)

区分	補助対象経費	補助率及び補助基準額
導入支援と一体的に行う業務改善支援	<p>介護事業所等が生産性向上に向けた課題解決につなげ、介護テクノロジーの活用を継続的に行えるようにするため、別表1又は2により介護テクノロジーを導入する場合は、以下のア又はイに掲げる支援を受けることを要件とし、対象費用について補助を行う。</p> <p>(ア)コンサルティング会社等による業務改善支援 生産性向上ガイドラインに基づき、生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者から、本事業による介護テクノロジーの導入に際し、個別の契約に基づき、①事前評価(課題抽出)、②業務改善に係る助言・指導等、③事後評価(導入後の定着支援を含む)等の支援を受けること。また、支援を受けるための費用を補助対象とする。</p> <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メーカーや販売店等による機器の操作説明は対象としない。 <p>(イ)介護生産性向上総合支援センター等による業務改善支援</p> <p>介護生産性向上推進総合事業(地域医療介護総合確保基金)を活用して都道府県が設置する介護生産性向上総合相談センター、厚生労働省委託事業「都道府県における生産性向上の取組に関する調査及び普及支援(中央管理事業)並びに2025年日本国際博覧会設営等事業」の相談窓口又は都道府県が実施する研修を受講すること。なお、業務改善計画の作成や取組の実施にあたって、あおもり介護生産性向上相談センターへ相談することとする。</p> <p>都道府県が独自で実施する研修の受講に必要な参加費について、本事業の補助対象とする。</p>	<p>(ア) 1事業所につき、左の経費の実支出額の合計に補助率5分の4を乗じた額を算出する。</p> <p>ただし、算出した額に千円未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(イ) (ア)で算出した額と、基準額48万円とを比較して、少ない方の額を補助金の額とする。</p>

【備考】

介護事業所等が生産性向上に向けた課題解決につなげ、介護テクノロジーの活用を継続的に行えるようにするため、別表1又は2により介護テクノロジーを導入する介護事業所等は、別表3「(ア) コンサルティング会社等による業務改善支援」又は「(イ) 介護生産性向上総合支援センター等による業務改善支援」による支援を受けることを要件としている。

(参考) 厚生労働省主催「介護現場における生産性向上推進フォーラム」

https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei_forum.html

厚生労働省主催「介護現場の生産性向上ビギナーセミナー」

https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei_seminar2023.html

あおもり介護生産性向上相談センター主催 <https://aosyakyu.jp/>

介護テクノロジーを活用して生産性向上を効果的に進めるためのワンポイントセミナー

(R7.3.19 実施済)

令和7年度あおもり介護生産性向上推進セミナー (R7.6.16 実施)